

こしがや「プラス保育」幼稚園Q & A

目次

Q1 定員は在園児も含めたものか.....	2
Q2 4月の1回目の募集で定員が埋まらなかった場合、2次募集や5月以降の募集はあるのか.....	2
Q3 産前産後休暇・育児休業から復帰する際に定員に空きがない場合はどうなるのか.....	2
Q4 65歳未満の祖父母が同居している場合、祖父母は月64時間以上の就労等の条件を満たさないと「プラス保育枠」の対象外となってしまうのか.....	2
Q5 「幼稚園・認定こども園(教育認定)」と「プラス保育枠」と「保育所・認定こども園(保育認定)」の違いは.....	3
Q6 保育所のように一斉の見学会はあるのか.....	4
Q7 保育所と「プラス保育」幼稚園の併願はできるのか.....	4
Q8 入園内定したが「プラス保育枠」から落ちた場合、タイミングによっては入園金等を支払済ということがある。この場合、入園辞退をしたら入園金等を返還してもらえるか.....	4
Q9 入園式前と卒園式後も預かってもらえるのか.....	5
Q10 土曜日に開園する園は、別に料金がかかるのか.....	5
Q11 今後、「プラス保育」幼稚園の認定園は増えるのか.....	5
Q12 プラス保育枠の定員を超える利用申込があった場合はどのようなになるのか.....	5
Q13 プラス保育枠を利用したい場合、どこに何を提出するのか.....	5

Q 1 定員は在園児も含めたものか

A 在園児及び新入園児の年少～年長まで合わせた定員です。

Q 2 4月の1回目の募集で定員が埋まらなかった場合、2次募集や5月以降の募集はあるのか

A 幼稚園によって追加の募集を行うことがあります。2次募集等の有無や、行う場合の日程については、園にお問い合わせください。

Q 3 産前産後休暇・育児休業から復帰する際に定員に空きがない場合はどうなるのか

A 空きがなかった場合は、「プラス保育枠」ではなく「通常枠」で預かり保育を利用することとなります。「通常枠」での預かり保育料は、園が定めた金額となります。

Q 4 65歳未満の祖父母が同居している場合、祖父母は月64時間以上の就労等の条件を満たさないと「プラス保育枠」の対象外となってしまうのか

A 対象外にはなりませんが、応募が定員を超過した場合は、選考上の優先順位が下がる可能性がございます。

Q5 「幼稚園・認定こども園(教育認定)」と「プラス保育枠」と「保育所・認定こども園(保育認定)」の違いは

A 次の表を参考にお考えください。

区分	幼稚園・認定こども園(教育認定)		保育所・認定こども園 (保育認定)
		プラス保育枠	
入園条件	就労等の要件なし	就労等の要件あり	就労等の要件あり
開園時間	園による ※長い開園を行っている園もある	10 時間以上の開園が条件 (8 時以前～18 時以降。さらに長時間預かる園もある)	11 時間以上の開園が条件 (ほとんどの園で 7 時～19 時)
土曜日	ほとんどの園で閉園 ※開園している園もあります。	ほとんどの園で閉園	開園
長期休業期間の 預かり (夏休み・冬休み・ 春休み)	園による (お盆以外は開園している園から、全く実施していない園まで様々)	●基本型 平日の 3/4 以上開園 ●機能強化型 平日は毎日開園	開園
(例)8:00～18:00 の利用でかかる 預かり保育料 ※各園でおやつ代等の別に実費徴収がかかる場合があります	園が定めた額 就労等を理由として「新2号認定」を受けた場合、450 円×利用日数(上限11,300/月)までの給付があります。 ※越谷幼稚園以外の幼稚園については、園により「保育料」が異なります。(25,700 円/月)まで無償化の対象となります。 保育料のほか、各種費用については、冊子「保育施設ガイド」等で確認できます。(詳細は、園にお問い合わせください。)	450 円×利用日数(上限11,300/月) 新2号認定を受けている場合の預かり給付額と同額のため原則無料となります。	通常保育時間外は 1 回 250 円 ※越谷どろんこ保育園と越谷レイクタウンどろんこ保育園は 500 円/30 分
園の送迎バスの利用	可能 ※行きはバス利用、帰りは自分でお迎え…といった利用も可能です。	可能	できない (※一部利用可能な園もある)

※こしがや「プラス保育」幼稚園以外の幼稚園等においても、各園で預かり保育を行っています。
ライフスタイルを踏まえ、利用可能であれば、さらに選択肢が広がります。ぜひご検討ください。

Q6 保育所のように一斉の見学会はあるのか

A 予定しておりません。

ただし、各園で独自に見学会や説明会を行っていますので、園に直接ご確認ください。

Q7 保育所と「プラス保育」幼稚園の併願はできるのか

A 制度上、「同一の認定こども園の1号と2号の併願」以外は可能です(下表のとおり)。

ただし、園によりますが、幼稚園では、入園願書提出時に入園金等の支払が必要になることが通例です。また、制服の採寸など準備が進んでいきますので、手続や日程をよく確認することが必要です。

併願のパターン	可否	条件など
①従来幼稚園 ⇕ 保育所・認定こども園(保育部分)	併願可	制度が異なる幼稚園のため、併願が可能です。
②新制度幼稚園 ⇕ 保育所・認定こども園(保育部分)	併願可	1号認定(教育標準時間認定)と2号認定(保育認定)を並行して申請することはできませんが、入園の申込は可能です。 <u>保育園も申込することをあらかじめ幼稚園に伝え、了解を得た上で申込を行ってください。</u> ※幼稚園は入園が内定してから1号認定の申請をすることになるため、入園申込と認定申請は別の手続となります。 ※施設の了解を得られない場合は、併願ができません。
③A認定こども園(教育部分) ⇕ 保育所・B認定こども園(保育部分)	併願可	A認定こども園とB認定こども園は別施設のため、②と同様のパターンとなります。 ※施設の了解を得られない場合は、併願ができません。
④A認定こども園(教育部分) ⇕ A認定こども園(保育部分)	併願不可	認定こども園は教育部分と保育部分を併せて1つの施設なので、1つの施設に2つの申込(支給認定申請)をすることはできません。申込時にどちらかを選択する必要があります。なお、保育部分に入園ができなかった場合に、教育部分の定員に空きがまだあれば、教育部分に駆け込みで入園することも可能です。

※新制度幼稚園とは、越谷教会附属越谷幼稚園、照蓮院さくら幼稚園及び大沢幼稚園です。

従来幼稚園は、新制度幼稚園3園を除く幼稚園を指します。

Q8 入園内定したが「プラス保育枠」から落ちた場合、タイミングによっては入園金等を支払済ということがある。この場合、入園辞退をしたら入園金等を返還してもらえるか

A 市として、できる限り対応するよう要請しておりますが、最終的には園の判断となります。返還可能かどうか、希望園での対応をご確認ください。

Q 9 入園式前と卒園式後も預かってもらえるのか

A 園によっては、それぞれの園の考え方から、「登園自粛」となっている場合もあります。ただし、あくまで「自粛」のため、就労等で預ける必要性がある場合、預かり保育を利用できます。

保育所や地域型保育から転園してくる場合、既に就労をしていることから、入園式までの長期のお休みは困難という方が多いことを踏まえ、必要な預かりはしっかり行うよう、各園に説明しております。

Q 10 土曜日に開園する園は、別に料金がかかるのか

A 土曜日開園加算を受ける園では、「園が定めた8時間分のコアタイム(例:8時30分～16時30分)は定額預かり保育で対応(「プラス保育枠」の方は実質無料)」となります。これを超える時間は、園が定めた延長保育料がかかります。

なお、利用できるのは、就労等で必要な場合に、必要な時間のみです。

Q 11 今後、「プラス保育」幼稚園の認定園は増えるのか

A 平成31年4月から事業を開始し制度開始時は、11施設が「プラス保育」幼稚園に認定されております。その後、認定園は増加し令和7年度からは、市内幼稚園はすべての園がこしがや「プラス保育」幼稚園となっております。

Q 12 プラス保育枠の定員を超える利用申込があった場合はどのようになるのか

A 園の基準で園が選考を行います。選考基準については、就労時間の長さなどの保育の必要性や在園児のきょうだい優先など園により異なるため、各園へお問い合わせください。

Q 13 プラス保育枠を利用したい場合、どこに何を提出するのか

A 在園している園または、入園予定の園に利用申込を行う必要があります。

なお、プラス保育枠を利用条件として、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている必要があるため、認定を受けていない場合には別途園を通じて申請が必要です。

	在園児		新入園児
	新2号認定を受けている	新2号認定を受けていない	
プラス保育枠 利用申込	・プラス保育枠利用申込書 ※必要に応じて就労証明書等	・プラス保育枠利用申込書	
施設等利用給付 認定申請		・施設等利用給付認定申請書 ・エントリーシート ・就労証明書等	